

八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、委託者「福島県」（以下「甲」という。）が受託者「」（以下「乙」という。）に委託する「八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務」（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

八十里越道路開通を見据えた誘客促進事業（プロモーション）業務

3 事業の目的

国道 289 号八十里越道路の開通により、新潟県と関東圏がつながり広域周遊が期待されるとともに、その中央に位置する南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下「本地域」という。）においても、交流人口の拡大を図る上で絶好の機会である。

その開通を見据え、本地域の魅力を効果的に発信し、認知度向上及び広域周遊による誘客促進、消費拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務の期間

委託契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

5 業務実施に当たっての留意点

（1）事業の一貫性

過年度制作した「五感で感じる、自然と文化 南会津」のキャッチコピー及びロゴデザインを最大限に活用し、効果的かつ統一感のある情報発信及び誘客の取組を行うこと。

ア キャッチコピー

「五感で感じる、自然と文化 南会津」は、南会津地域の雄大な自然や歴史・暮らしに息づく文化など、多様な南会津地域の魅力を分かりやすく表現している。

※「五感で感じる、自然と文化 南会津HP」より抜粋

イ ロゴデザイン



(2) ターゲット

近隣県、関東圏における20代～40代のうち、次の属性のものを本事業のメインターゲットとする。

ア ファミリー層（子育て世代）

イ ドライブ、ツーリング、アウトドア好き層

ウ 自然好き、非日常体験（インスタ映え）を求める層

6 業務内容

(1) 首都圏等での観光PR

ア 管内町村や事業者と連携し、関東圏や近隣県において本地域の魅力を発信する観光PRイベントを2回実施する。イベントについては自主企画に限らないが、本事業のターゲット層へのプロモーション効果が高く、費用対効果の高いものとする。

イ イベントでは、来訪のきっかけにつながる仕掛けづくりを盛り込むこと。

ウ 管内町村や事業者とともに出展することとし、参加する町村、事業者の出展費用や旅費などの一部を事業費から負担するものとする。

(2) 駅や鉄道などを活用したプロモーション

ア 本地域の首都圏からのアクセスの良さを活用し、首都圏の駅や鉄道の利用者等を対象に、本地域への誘客につながる観光プロモーションを実施する。

イ デジタル広告の掲載などを通して、できるだけ多くの方の目に留まり、本地域の認知度向上及び来訪意欲の増加につながるよう工夫すること。

(3) インフルエンサー等の招請

ア 本事業のターゲット層に対して発信力のあるインフルエンサーやメディアのうち、2名（2社）以上を選定の上、本地域ならではの観光資源やモデルルート等を紹介し、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高いPRを行うこと。

イ 八十里越道路の歴史や魅力をPRできる内容も盛り込むこと。

ウ 被招請者がメディアの場合、本地域への来訪旅行や自然、アクティビティを扱っており、本事業の目的にあった有力メディアを選定すること。

(4) 観光パンフレットの制作

ア 本地域の観光資源やモデルコース等を組み入れた観光パンフレットを制作し、旅行の計画段階にある人々の手元にパンフレットを届け、本地域を次の目的地として意識させ、具体的な誘客につなげること。

イ 八十里越道路の魅力を紹介するとともに、周辺地域（奥会津、白河など）も併せて紹介し、広域周遊につなげる工夫を行うこと。

ウ パンフレットは、日本で最も普及している旅行情報誌等での制作を想定し、甲と協議の上、決定すること。

エ 観光パンフレットに係る企画・構成・取材・撮影・ライティング・編集及びイラスト（地図マップ含む）等の作成は次のとおりとする。

（ア）各施設及び関係団体への取材・撮影の協力依頼及び掲載内容確認（校正）については、乙が行うものとする。

（イ）写真、イラスト、その他必要な素材は受託者において入手することを基本とするが、別途協議の上、甲所有の素材を使用することができるものとする。

（ウ）原則として3回以上の校正作業を実施すること。

ウ 観光パンフレットの印刷・製本及び納品は次のとおりとする。

（ア）規格：中綴じ（冊子形式）、表紙サイズはA4以下で自由提案とする

（イ）色数：全頁4色印刷（フルカラー）

（ウ）言語：日本語

（エ）ページ数：20～24 ページの範囲内で自由提案とする

（オ）紙質：自由提案とする

（カ）印刷部数：5,000部

（キ）納品先：甲が指定する県外の自治体、道の駅等

（5）観光PR動画制作及び広告配信

八十里越道路の魅力伝えるPR動画を制作するとともに、本地域への誘客促進を図るため、制作動画及び既存の観光PR動画等を活用し、SNS等による動画配信を行うこと。

7 提出書類

（1）業務開始時に速やかに提出するもの

ア 委託業務着手届（様式第1号）

イ 実施工程表（任意様式）

ウ 責任者・担当者一覧（任意様式）

エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

（2）進捗状況確認のため令和9年1月末時点で提出する書類

ア 進捗状況報告書（任意様式）

イ 収支決算書（任意様式）※見込み

ウ 委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）

エ 委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）

オ その他甲が必要と認める書類

（3）業務完了時に速やかに提出するもの

ア 委託業務完了報告書（様式第2号）

イ 事業実施報告書（任意様式）

ウ 収支決算書（任意様式）

エ 委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）

オ 委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）

カ その他甲が指示するもの 一式

※ なお、成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。

8 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、甲と協議し、調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は逐次、甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 協議による変更等については速やかに対応すること。
- (4) 乙は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 乙は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

9 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し承認を得ること。

(2) 仕様書に記載されていない事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲と乙が協議し対応するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権、意匠権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意することとする。
- (4) 本業務の進行状況について、甲に定期的に報告すること。